

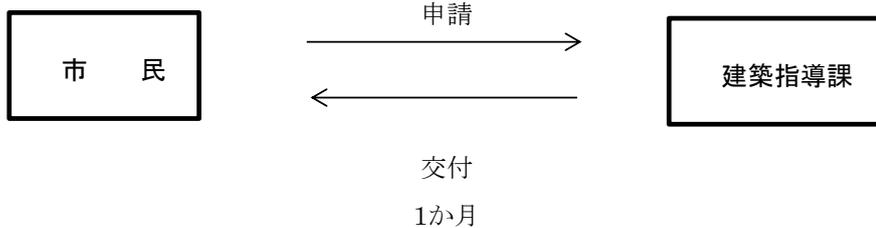
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 50

処 分 名	開発許可を受けた土地における建築等の許可	
処 分 の 概 要	開発許可を受けた土地における予定建築物等以外の建築等を許可する。	
根 拠 法 令 名	都市計画法(昭和43年法律第100号)	
条 項	第42条第1項	
所 管 課	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1か月	
標 準 処 理 期 間	計	1か月
判 断 基 準	<p>利便の増進上、環境の保全上支障がないと認められること。</p> <p>【根拠法令等】  都市計画法  （開発許可を受けた土地における建築等の制限）  第四十二条 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第三十六条第三項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第八十八条第二項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。